

国民健康保険のお知らせ

▶ 問い合わせ 国民健康保険グループ (☎ 05 1 7 7 1)

『被保険者証』・『高齢受給者証』・『限度額適用認定証』について

『被保険者証』・『高齢受給者証』について

◎新しい被保険者証を7月中旬に郵送します

『被保険者証』の有効期限は、平成30年7月31日(火)までとなっていますので、8月1日(水)から使用できる新しい被保険者証を世帯ごとに簡易書留で郵送します。

◎高齢受給者証が被保険者証と一体になります

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付している『高齢受給者証』は、8月以降、被保険者証と一体になります。

該当者には、被保険者証と一体になった『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』を7月中旬に簡易書留で郵送します。

◎国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の医療費の自己負担割合

| 所得区分 | 昭和19年4月1日以前に生まれた方 | 昭和19年4月2日以降に生まれた方 |
|---------|-------------------|-------------------|
| 現役並み所得者 | 3割 | |
| 上記以外の方 | 1割 | 2割 |

※『現役並み所得者』とは、同一世帯に住民税の課税所得額（総所得額から所得控除額を引いたもの）が145万円以上ある70歳から74歳までの国民健康保険加入者がいる方のことです。

8月からの『限度額適用認定証』の申請について

入院や高額な外来診療のとき、『限度額適用認定証』を医療機関の窓口に表示することで、自己負担額を限度額までに抑えることができます。

8月1日(水)以降に入院する予定などで（継続入院を含む）次のいずれかに該当する方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

▶対象（国民健康保険に加入している方）

- 70歳未満の方
- 70歳から74歳までで住民税非課税世帯の方または現役並み所得者の一部の方（下の『自己負担限度額』についてを参照ください）

▶手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー（個人番号）の分かる書類、印鑑（朱肉を使うもの）、委任状（別世帯の方が申請を行う場合のみ）

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

※限度額適用認定証は、手続きを行った月の1日から有効です。

※7月2日(月)から事前申請を受け付けします（交付は8月1日(水)以降になります）。

※平成29年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えをご持参ください。

70歳から74歳までの外来・入院時の『自己負担限度額』について

平成30年8月から自己負担限度額が変わります

平成30年8月から、70歳以上で『現役並み所得者』に該当する方の自己負担限度額が細分化されます。

細分化に伴い、現役並み所得者も『限度額適用認定証』の発行が必要となる場合がありますので、右の表でご確認ください。

なお、自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合、後日、国民健康保険グループから還付のお知らせを郵送します。

※過去12カ月以内に限度額を超えた回数が4回以上の場合は、4回目から『多数回』となり、自己負担限度額が下がります。

◎平成30年8月からの自己負担限度額（月額）

| 区分 | | 外来（個人単位） | 外来+入院（世帯単位） | 限度額適用認定証 |
|----------|-------------|--|-------------------------|----------|
| 現役並み所得者 | 課税所得690万円以上 | 252,600円+（総医療費-842,000円）×1割※多数回140,100円。 | | 不要 |
| | 課税所得380万円以上 | 167,400円+（総医療費-558,000円）×1割※多数回93,000円。 | | 必要 |
| | 課税所得145万円以上 | 80,100円+（総医療費-267,000円）×1割※多数回44,400円。 | | 必要 |
| 一般 | 課税所得145万円未満 | 18,000円 年間144,000円 | 57,600円 ※多数回44,400円。 | 不要 |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 | 必要 |
| | 区分Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 | 必要 |